

# つみき★ラボ

## 武庫東からたち幼稚園教室

### 会則

#### 第1条 名称

この教室は、「つみき★ラボ（ローマ字表記：TSUMIKI★LABO）武庫東からたち幼稚園教室」（以下、この教室）という。

#### 第2条 運営目的

この教室は、積み木のにっしん（高知県高知市入明町13-1）の創設者＝川野康行氏が考案・開発した教材および指導法を用い、主に「知能教室」「さんすう教室」を開設し、幼児および小学生の『き（きく力）・み（みる力）・や（やる力）・い（いう力）・わ（わらう力：表情豊かに）・や（やさしさ）』を育みながら、子どもたちが自ら生きる力を培っていくことを目的とする。

#### 第3条 本部・指導場所

この教室の本部・指導場所は次の通りとする。

本部：尼崎市武庫之荘六丁目1番7号 からたち幼稚園教育研究活動所

指導場所：尼崎市武庫之荘本町一丁目10番10号 武庫東からたち幼稚園内

#### 第4条 指導者・担当者

この教室の会員（以下、会員）の指導は、積み木部門専任スタッフに加え、幼稚園部門等との兼任スタッフが行う。また、臨時で積み木のにっしん講師による指導を行うことがある。また、この教室には指導者の他に受付担当者・受付代行担当者・責任者・会計担当者を置き、年度ごとに取り決めるが、諸般の事情により年度途中で変更することがある。

#### 第5条 開設クラス・定員

- ・開設クラスは以下の通りとし、入会希望者数等に応じ複数構成や、異学年混合クラスとすることがある。

知能教室：S（年少児）・M（年中児）・L（年長児）

E（小学生）・P（未就園児）

算数教室：A1（主に年中・年長児）・A2（小学生基礎）・A3（小学生発展）

- ・定員は1クラス5名～20名の中で、適切に取り決めることとする。
- ・指導者、責任者と相談の上、異学年クラスへの参加を認めることがある。
- ・特に申し出がない場合は自動的に年度更新し、それぞれ新学年のクラスに進級する意志があるものとする。

## 第6条 入会資格

この教室への入会資格をもつ者は以下の通りとする。

- I) 武庫東からたち幼稚園在園児
- II) 武庫東からたち幼稚園卒園児（小1～小4）
- III) からたち幼稚園および武庫からたち幼稚園在園児
- IV) からたち幼稚園および武庫からたち幼稚園卒園児（小1～小4）
- V) 武庫之荘保育園卒園児（小1～小4）
- VI) 未就園児（からたち幼稚園3園へ入園予定の満2歳児以上）
- VII) その他、この教室の責任者が認めた児童

## 第7条 入会手続き

入会を希望する者（保護者）は、入会を希望する日の少なくとも5日（武庫東からたち幼稚園休業日を除く）前迄に、受付担当者あるいは受付代行担当者に申し出る必要がある。この際、指導を受けるにあたり何らかの支障の生じる可能性がある場合や、定員の都合等で受け入れが難しい場合、入会の延期等について相談し決めるものとする。また、特にさんすう教室については、この教室の責任者が当該園児・児童が指導に耐えうる状態でないと判断した場合、入会の延期等について提案することがある。いずれの場合も 入会可能と判断された場合、入会を希望する者（保護者）は、指導日の前日までに所定の入会申込書を提出し、かつ入会金および月中途入会の場合は当該月会費を納入した後、スタンプノート（兼会員証）を受け取るものとする。

## 第8条 指導日・指導時間

この教室の指導日・指導時間は以下の通りとする。

指導日 : 月曜日・水曜日・金曜日（Pクラスは曜日不定）

指導時間 : 14時～18時（1コマ40分×5コマ・間休憩10分）

ただし、Pクラスは10時～10時40分が基本

各曜日とも月3～4回を基本とし、8月を除く11ヶ月で年40回の指導を行う。  
なお、諸般の事情により指導日・指導時間の変更や振替が生じる場合がある。

## 第9条 入会金・月会費

入会金および月会費は次の通りとする。

・入会金 : 第6条のIおよびII・・・3,000円（再入会も同額）

第6条のIII～VII・・・5,000円（再入会も同額）

・月会費 : 週1コマ・・・6,000円      週2コマ・・・11,000円

以降、1コマ追加ごとに5,000円を加算

なお、月会費には教材費を含むが、プリント・テスト類は別途徴収する。

## 第10条 年度中途入会の扱い

年度中途入会の場合、入会月の月会費は以下の式に基づき計算する。

週のコマ数： $a$ 、月会費： $b$ 円、年度内残りコマ数： $c$

入会翌月から年度末3月までの月数（8月を除く）： $d$  として、  
(入会月の月会費) =  $b \times 11 \times c / 40 \times a - b \times d$  (円) (10円未満切り捨て)  
なお、月中途での退会は上記の式によらず、通常月会費と同額とする。

## 第11条 会費の納入

会員は、毎月月初めの指導日に会費を納めなくてはならない。会費は定められた納入袋にて確実に手渡しするものとし、会費を納めた会員の納入袋には、領収の押印をする。なお、口座振替や銀行振込など、納入方法の変更を行うことがあり、その場合は1ヶ月以上前に会員に通知する。

## 第12条 会費の滞納

会費の滞納者には通知の上、当該月末までに納入されない場合、除名される事がある。この場合、当該月の会費納入の義務は消滅しない。

## 第13条 欠席・遅刻・早退

会員が欠席・遅刻・早退する場合、その都度その旨を会に申し出なくてはならない。(幼稚園も欠席する場合は不要) この際、会費の返還は行わない。ただし、以下の場合には振替え指導を行う。

- ・感染症により幼稚園、小学校において出席停止となっている場合
- ・忌引き
- ・その他、この教室の責任者が特別に認めた場合

## 第14条 クラス変更（追加・削除）

会員が受講クラスを追加・削除を希望する場合、所定のクラス変更希望届（追加・削除）を提出する必要がある。ただし、会員の状態や定員の都合等で希望通りにならない場合もある。また、年度中途の変更により年間の指導回数が過剰となる場合は適切に調整を行い、不足となる場合は原則として補填しない。

## 第15条 休会

会員が1ヶ月以上の休会を希望する場合、所定の休会届をこの教室の受付担当者へ提出する必要がある。この教室の責任者が妥当と判断する理由で休会する場合の会費は受講コマ数によらず、月額一律2,000円とする。なお、8月のみの休会は原則不可とする。

## 第16条 退会

会員が退会を希望する場合、この教室の指導者に理由と併せて申し出るものとする。退会する場合、所定の退会届をこの教室の担当者に提出する必要がある。

退会届の提出がない場合、通常の欠席と同様に会費は通常通りとなり、返還は行わない。

#### **第17条 8月夏季集中教室**

8月は通常の指導は行わず、夏季集中教室のみを行う。8月の会費および指導は以下の通りとする。

- ・会費は通常通りの金額
- ・週のコマ数×4相当の受講

なお、夏季集中教室については別途、詳細を取り決めるものとする。

#### **第18条 連絡方法**

第14条のクラス変更届（追加・削除）、第15条の休会届、第16条の退会届など書面によるもの、および電話や電子メールによる相談・問い合わせ以外の欠席・遅刻等の日常の連絡や、この教室から会員への連絡については連絡ツール『コドモン』を活用する。これに必要なID・パスワード等は第7条のスタンプノート（兼会員証）とともに付与される。（既に付与されている場合を除く）

#### **第19条 会計**

この教室の金員および口座通帳等会計の管理は会計担当者が務める。会計年度は4月1日～翌年3月31日までとする。

#### **第20条 教室への送迎**

送迎が必要な場合、下記に示すケース以外は保護者が会員を送迎するものとする。

- ・武庫からたち幼稚園在園児のうち、預かり保育を利用している会員についてのみ、武庫からたち幼稚園と武庫東からたち幼稚園間の送迎車を無料にて利用可能。（当初3年間の措置とし諸般の事情により期限前でも変更・中止とする場合がある）なお、指導の間に園内で待機する場合、指導者が指定する場所のみを利用できる。

#### **第21条 苦情受付**

会員（保護者）からこの教室・担当者・スタッフに苦情がある場合、この教室の責任者が対応し、誠実に話し合うことによって解決するものとする。

#### **第22条 会則の変更**

この会則は、今後の運営状況などにより変更することがある。

#### **附則**

この会則は令和元年（2019年）10月1日に施行する。

この会則は令和2年（2020年）4月1日に改訂施行する。